

平成27年度における地域区分の変更について

平素より、本県の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、障害福祉サービス等報酬改定の地域区分の見直しに伴い、平成27年4月サービス提供分（同年5月請求分）から地域区分が下記のとおり変更になりますので、該当する市町村にある事業所は、請求事務の処理に遺漏のないようご注意ください。

なお、正式な通知については4月以降に発出いたします。

記

【平成27年度地域区分】

地域区分	市町村名
三級地	天理市
四級地	奈良市、大和郡山市、川西町
五級地	大和高田市、橿原市、御所市
六級地	桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、曾爾村、明日香村、田原本町、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町
その他	上記以外

※平成28年度以降についても下記の地域区分が適用される予定となっております

※障害児支援サービスの地域区分については、本地域区分とは異なります

奈良県健康福祉部障害福祉課
自立支援係
TEL:0742-27-8513
FAX:0742-22-1814